

生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付について

通常は、低所得世帯に当座の生活費の貸付を行う緊急小口資金（生活福祉資金貸付の資金種類の一つ）について、今回の震災被害の甚大さに鑑み、被災世帯もその貸付対象に含める等の特例措置を講ずる方針を示したところ。（3月11日各都道府県宛に通知）

○ 特例措置の内容

	本 則	特例措置
貸付対象	低所得世帯	<u>被災世帯（低所得世帯に限らない）</u>
貸付上限	10万円以内	10万円以内（特別な場合※20万円以内）
据置期間	2月以内は返済なし	<u>1年以内</u> は返済なし
償還期限	据置期間経過後8月以内	<u>据置期間経過後2年以内</u>
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要

※特別な場合

- （1）世帯員の中に死亡者がいるとき。
- （2）世帯員に要介護者がいるとき。
- （3）世帯員が4人以上いるとき。
- （4）重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。

○ 実施主体：各都道府県社会福祉協議会（受付窓口は各市町村社会福祉協議会）